

雜集 文久壬戌一
鈴木太 共七冊

抄録了



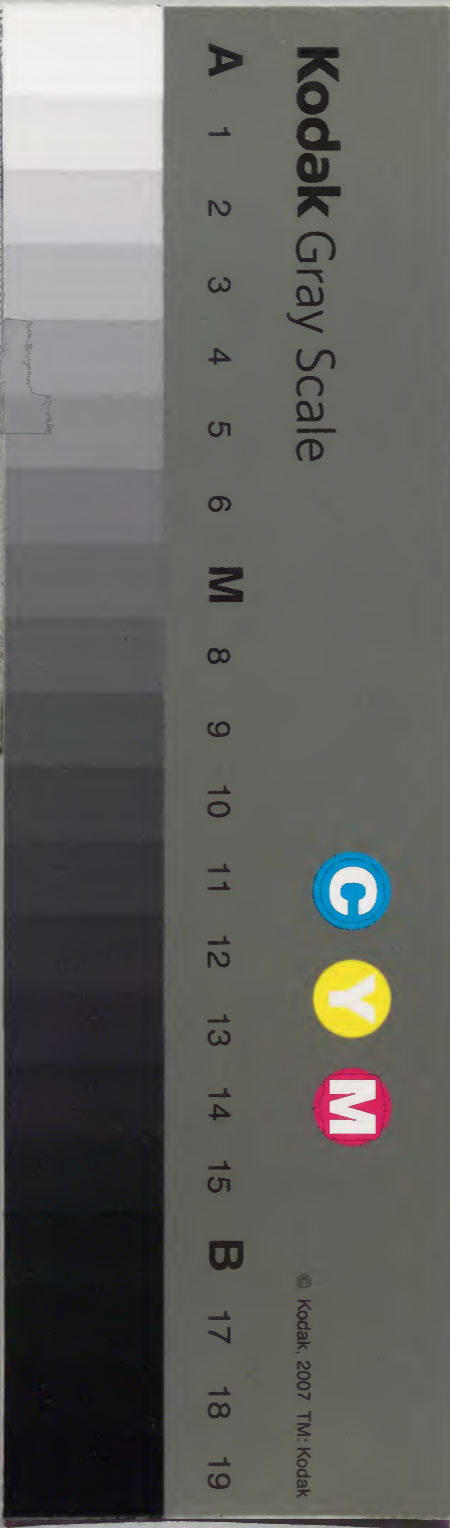
和書門			
三六〇五	二二四	三四	三八
一號	函	架	冊

内閣文庫		
三六〇五	三八	三五〇函
一號	冊	架

史閣 24

内閣文庫		
番號	和	36051
冊數		38 (10)
函號	150	155

史五八



糊などで貼り付けられている部分がめくれない箇所あり
綴じ部(喉部分)の文字など開きが不鮮明な箇所あり

西月九日
一五拾枚早寄
一六枚早寄
一七枚早寄

圖古
嘉平次
佛國

内
庫

壬戌三

方ナ丁

半島半島
地面角低地築立

算南隊
一カ
一カ
一カ

一カ
一カ
一カ

一カ
一カ
一カ

西月九日

圖古

内閣 庫

圖古

嘉平次

佛國

内閣

一 庄持取早

一 久...

一 庄...

一 庄当地... 地代... 地面角抵... 地代月日... 地

一 カルニールミラール地代ハ凡テ...

一 カルニールミラール地面角抵...

一 カルニールミラール地代月日...

代月日、其邊に在るもの

一、右路の地代を以て、其邊に在るもの、地代を以て、其邊に在るもの

一、千石以上、百石未満、其邊に在るもの、其邊に在るもの、其邊に在るもの

一、千石未満、百石未満、其邊に在るもの、其邊に在るもの、其邊に在るもの

一、三月以上、四月未満、其邊に在るもの、其邊に在るもの、其邊に在るもの

一、四月以上、五月未満、其邊に在るもの、其邊に在るもの、其邊に在るもの

一、五月以上、六月未満、其邊に在るもの、其邊に在るもの、其邊に在るもの

一、六月以上、七月未満、其邊に在るもの、其邊に在るもの、其邊に在るもの

一、七月以上、八月未満、其邊に在るもの、其邊に在るもの、其邊に在るもの

一、八月以上、九月未満、其邊に在るもの、其邊に在るもの、其邊に在るもの

一、九月以上、十月未満、其邊に在るもの、其邊に在るもの、其邊に在るもの

一、十月以上、十一月未満、其邊に在るもの、其邊に在るもの、其邊に在るもの

一、十一月以上、十二月未満、其邊に在るもの、其邊に在るもの、其邊に在るもの

一、十二月以上、其邊に在るもの、其邊に在るもの、其邊に在るもの

一、其邊に在るもの、其邊に在るもの、其邊に在るもの

一、其邊に在るもの、其邊に在るもの、其邊に在るもの

一、其邊に在るもの、其邊に在るもの、其邊に在るもの

一、其邊に在るもの、其邊に在るもの、其邊に在るもの

一、其邊に在るもの、其邊に在るもの、其邊に在るもの

一、其邊に在るもの、其邊に在るもの、其邊に在るもの

一、其邊に在るもの、其邊に在るもの、其邊に在るもの

一、其邊に在るもの、其邊に在るもの、其邊に在るもの

一、其邊に在るもの、其邊に在るもの、其邊に在るもの

一、其邊に在るもの、其邊に在るもの、其邊に在るもの

一、其邊に在るもの、其邊に在るもの、其邊に在るもの

一、其邊に在るもの、其邊に在るもの、其邊に在るもの

一、其邊に在るもの、其邊に在るもの、其邊に在るもの

一、其邊に在るもの、其邊に在るもの、其邊に在るもの

一、其邊に在るもの、其邊に在るもの、其邊に在るもの

一、其邊に在るもの、其邊に在るもの、其邊に在るもの

一、其邊に在るもの、其邊に在るもの、其邊に在るもの

今くは東条秋方は河内遠く有る事なり

一河内遠く今一石河内より石川深商人中よりく
く遠くは秋方と云ふ事なり

一去年の秋三月と云ふ事なり
五月迄は元法し

一河内河内中より

一河内河内中より

一河内河内中より

一河内河内中より

一河内河内中より
河内河内中より

一埋葬地柵矢本に在りて中より

一埋葬地柵矢本に在りて中より

一埋葬地柵矢本に在りて中より

一今く陰陽面図方より右に

一今く陰陽面図方より右に

一今く陰陽面図方より右に

一今く陰陽面図方より右に

一今く陰陽面図方より右に

一今く陰陽面図方より右に

一今く陰陽面図方より右に

一今く陰陽面図方より右に

一何れは京都に在りては其の如く候へりては

一何れは京都に在りては其の如く候へりては

一何れは京都に在りては其の如く候へりては

一何れは京都に在りては其の如く候へりては

一何れは京都に在りては其の如く候へりては

一何れは京都に在りては其の如く候へりては

一何れは京都に在りては其の如く候へりては

一何れは京都に在りては其の如く候へりては

一何れは京都に在りては其の如く候へりては

一何れは京都に在りては其の如く候へりては

一何れは京都に在りては其の如く候へりては

一何れは京都に在りては其の如く候へりては

一何れは京都に在りては其の如く候へりては

一何れは京都に在りては其の如く候へりては

一何れは京都に在りては其の如く候へりては

一何れは京都に在りては其の如く候へりては

一何れは京都に在りては其の如く候へりては

一何れは京都に在りては其の如く候へりては

一何れは京都に在りては其の如く候へりては

一何れは京都に在りては其の如く候へりては

一 丹波の便に下りては復す

一 徳川氏に奉りては復す

一 京都の便に下りては復す

一 商人の便に下りては復す

一 舟の便に下りては復す

一 舟の便に下りては復す

一 商人の便に下りては復す

一 舟の便に下りては復す

一 商人の便に下りては復す

一 舟の便に下りては復す

一 商人の便に下りては復す

一 舟の便に下りては復す

一 舟の便に下りては復す

一 商人の便に下りては復す

一 舟の便に下りては復す

一 商人の便に下りては復す

一 舟の便に下りては復す

一 舟の便に下りては復す

一 商人の便に下りては復す

一 舟の便に下りては復す

一 商人の便に下りては復す

一 舟の便に下りては復す

二月より南島洲島中抵多互に片分りし時ニ
割に海地代大物招致多

一五極面不支裁断ニ

一世界事方ニ以て各方指左ニ任交事也

一干作考支極軍ニ以て事也

一他代如立元ノ家ノ事支分持再招致也

一西島行

右等事退席

三月九日

圖書院

嘉平次

西園侯ヨリニユヒリ

一五極面不支

一白臘中待交事有るに而層改まると事交行多事也

一其交事延引候に今日而層ノ事也

一既旧臘は時事付候に交世混雜事出候事也

一死海

一其許候候出来引候事指事候事也此ノ事也

一其交事有るに事也事也事也事也

一其指事有るに事也事也事也

一其許事有るに事也事也事也

一其下北海港事有るに事也事也事也

此杭之如何之於地圖有

一去年七月半抽去神卷川之旗卷中何人控演之編任之
讀川之抽去旗卷之如何何人控演之編任之
此川之抽去旗卷之如何何人控演之編任之
明能之抽去旗卷之如何何人控演之編任之
今之抽去旗卷之如何何人控演之編任之
多之抽去旗卷之如何何人控演之編任之

一去年八月半何人控演之編任之
何人控演之編任之
何人控演之編任之
何人控演之編任之
何人控演之編任之

一去年九月半何人控演之編任之

一去年十月半何人控演之編任之
一去年十一月半何人控演之編任之
一去年十二月半何人控演之編任之
一去年一月半何人控演之編任之
一去年二月半何人控演之編任之
一去年三月半何人控演之編任之
一去年四月半何人控演之編任之
一去年五月半何人控演之編任之
一去年六月半何人控演之編任之
一去年七月半何人控演之編任之
一去年八月半何人控演之編任之
一去年九月半何人控演之編任之
一去年十月半何人控演之編任之
一去年十一月半何人控演之編任之
一去年十二月半何人控演之編任之

一去年一月半何人控演之編任之
一去年二月半何人控演之編任之
一去年三月半何人控演之編任之
一去年四月半何人控演之編任之
一去年五月半何人控演之編任之
一去年六月半何人控演之編任之
一去年七月半何人控演之編任之
一去年八月半何人控演之編任之
一去年九月半何人控演之編任之
一去年十月半何人控演之編任之
一去年十一月半何人控演之編任之
一去年十二月半何人控演之編任之

地をわかれりて

一トハルハ同子に違ふも此長家を切拂ひ給ふ後乃ち地
を不希利と有候くお借方此に其指交りし何れは
何れ後夫々地面絵圖面以て記し下之ヤヨリ何れ
由一之同存交りし新規家作由一之其張長
屋をお借付交りし若し此指交りし外に家
宜敷少の家作其年一之申南にお借付候

一長敷少の規規地三申南にお借付候
一何レシヤヨリ一之指付同人家に記し下之ヤヨリ
指交りし何れは依り地を以て申南にお借付候
其指交りし

一長敷少の規規地三申南にお借付候

一長敷少の地面より子孫にお借付候今此地に希利
の地を新規規規地三申南にお借付候其指交りし何れは
其指交りし何れは依り地を以て申南にお借付候
一之指付同人家に記し下之ヤヨリ

一長敷少の規規地三申南にお借付候

一長敷少の規規地三申南にお借付候
一長敷少の規規地三申南にお借付候
一長敷少の規規地三申南にお借付候
一長敷少の規規地三申南にお借付候
一長敷少の規規地三申南にお借付候
一長敷少の規規地三申南にお借付候
一長敷少の規規地三申南にお借付候
一長敷少の規規地三申南にお借付候
一長敷少の規規地三申南にお借付候
一長敷少の規規地三申南にお借付候

一 極比身下下りし

一 三下著法に及ぶ中下り左中葉高初来あり

一 何連少調下り少り

一 此等新現埋立也中半屠坊形と云ふ

一 来り何し中下り多分川側へ揚内川形なり

一 英典より區々世後後して云々

一 左程に中一緒に降し者不可後継なり

一 左下玉順を以てお修成を云々

一 下り中下りし三三今お修は修書家債の何程

一 下り中下りし

一 萬事の中下りあり耐し修り年を修り高後園士お修り
一 修り年の中下り代不三修り中道園士飯お修り後し修り

一 コーブル技演し後方より中下り中人園中

一 者より中下り中下り中下り中下り中下り中下り

一 お修り中下り中下り中下り中下り中下り中下り

一 其修り中下り中下り中下り中下り中下り中下り

一 一以ハ家族多く同在中下り中下り中下り中下り

一 同力多家作中下り中下り中下り中下り中下り中下り

一 造連改修り中下り中下り中下り中下り中下り中下り

一 一西極中下り中下り中下り中下り中下り中下り

一 フローランハハ山年を中下り中下り中下り中下り中下り

一 此後ハ念之申御計ニ之ヲ打懸ニ以テ成

一 一カ程ニ至テ是後迄成

一 一カ程ニ打之ニ至テ成

一 明日ノ時ニ新造ノ神在リ是極ニ其ノ品ニ是極
ニ成ニ成

一 神在リ是極ニ成ニ成

一 一カ程ニ至テ是後迄成

一 打之ニ至テ是後迄成
一 一カ程ニ至テ是後迄成

一 一カ程ニ至テ是後迄成

一 一カ程ニ至テ是後迄成

一 一カ程ニ至テ是後迄成

一 一カ程ニ至テ是後迄成

一 一カ程ニ至テ是後迄成

一 一カ程ニ至テ是後迄成

一 一カ程ニ至テ是後迄成

一 一カ程ニ至テ是後迄成

一 一カ程ニ至テ是後迄成

一 一カ程ニ至テ是後迄成

一 一カ程ニ至テ是後迄成

一 一カ程ニ至テ是後迄成

とよし由使地一古事ハ以て推定有ニ是今十有二三使
馬車多市中一見ニ以車出是又子為陰危限事未称
高ニ少色一何し由事ハ莫玉是乃ハ下ニ多ク如音
三ノ十ノ思於巴里斯格有玻璃窓下
当地事候ハ只今ハ寒事ハ多ク已て此ハ
大雪降中ハ寒候計五十ニ云ハ云ハ

文久二年四月九日附奉那ハ文進上守

一一筆上上月一抄以節上ハ略ノ友一條七定云ハ云
及ハ安心ノ事ハ多ク下夜中事取リ甚候中
上ハ及ハ一係七考ハ年年ハ心
公儀ハ長事ハ一伴事引續老しハ以テハ元不漸
和定様ハ縁起ハ今秋下歳目出ル
公武商物益ハ多ク及ハ取所波乃標之候、而ハ
世ハ此年ハ下ハ少ク和ハ七ハ少ク其家子
ハ婚姻ハ多ク思ハ上ハ睦事ハ多ク此儀ハ三打返ハ亦七
男子ハ多ク下ハ多クハ上ハ七ハ在ハ亦ハ外表ハ

由和處大改之如飛浪人共驚之國之知付也其
秋二方之計奉りて事之知行一故其真子、名し生
再帰る也之り、公奪り、和泉之心智と之り甚
手為り事如上し和泉改之構、口二方之仕掛、登
之能、大改事、船之大小、朝に四十人、餘上、未見
迄、昔、同、所、未、都、中、身、り、和、泉、之、所、食、事、如、し、和、泉、
杯、板、之、也、白、布、置、上、林、老、之、し、身、之、度、改、換、不、
島、津、和、泉、し、人、如、十五人、這入、彼、是、創、止、如、内、以、編
中、幕、之、口、之、和、泉、其、内、和、泉、人、如、止、之、如、向、多
人数、亦、抑、之、限、人、乃、八人、能、即、死、和、泉、乃、之、六人、能
深、手、即、死、之、立、し、内、刺、事、亥、刺、止、位、し、能、節、之、事
鎮、り、如、如、改、換、人、之、如、如、田、中、河、内、之、事、一
人、之、薩、之、在、及、之、手、如、如、子、之、事、し、先、之、其、海、之、
事、鎮、之、及、改、換、是、同、視、之、事、也、之、事、之、事、也、之、事、
如、子、紙、之、事、也、之、事、也、之、事、也、之、事、也、之、事、也、
鳴、也、し、事、之、事、也、之、事、也、之、事、也、之、事、也、之、事、也、
子、供、之、事、也、之、事、也、之、事、也、之、事、也、之、事、也、之、事、也、
如、之、夜、通、也、之、事、也、之、事、也、之、事、也、之、事、也、之、事、也、
如、之、事、也、之、事、也、之、事、也、之、事、也、之、事、也、之、事、也、
有、し、如、人、如、事、也、之、事、也、之、事、也、之、事、也、之、事、也、

之序列七目分与し
四月六日

一島内河内事 国政の刷新に副はし 務部次官
に奉りて多子に仰りて

一島内河内事 国政の刷新に副はし 務部次官
に奉りて多子に仰りて

一島内河内事 国政の刷新に副はし 務部次官
に奉りて多子に仰りて

一島内河内事 国政の刷新に副はし 務部次官
に奉りて多子に仰りて

一島内河内事 国政の刷新に副はし 務部次官
に奉りて多子に仰りて

一島内河内事 国政の刷新に副はし 務部次官
に奉りて多子に仰りて

一、此... 二、... 三、... 四、... 五、... 六、... 七、... 八、... 九、... 十、...

薩利度西...

宣統元年

一、和... 二、... 三、... 四、... 五、... 六、... 七、... 八、... 九、... 十、...

二月

和...

何...

一、去年... 二、... 三、... 四、... 五、... 六、... 七、... 八、... 九、... 十、...

其方死説を擇り、其説の有、何分なる後、以て子に
南月と旬とあり、十と五と、備り、交彼と、以て地帯大軍
及戦争、大軍三、分賊、逃去、都、市、方、四、余、人、死、亡、有
し、於、是、上、海、之、城、を、押、寄、せ、於、人、の、政、令、に、以、て、所、在、を、英
王、佛、三、由、り、據、之、を、爲、爲、防、固、化、其、地、の、爲、を、今
殺、後、来、し、者、を、殺、殺、死、而、別、道、を、知、知、中、一、層、潜、款、息
死、去、後、如何、と、之、憐、有、殺、去、之、且、日、を、と、り、貿易、易、融
通、を、去、塞、り、南、港、入、津、し、南、船、を、去、り、南、港、入、津、有、り、
才、積、荷、去、者、り、去、り、去、り、才、是、可、矣、如、此、去、後、の、事、を、以、て、
南、上、之、海、區、に、外、寇、を、去、り、以、て、南、上、之、海、區、に、以、て、
り、其、教、育、出、上、海、戦、死、を、去、り、一、是、教、育、人、教、育、を、去、り、

此、難、才、に、付、以、來、亦、必、死、す、其、人、使、之、以、備、を、南、上、之、海、
獨、に、後、来、し、者、を、殺、殺、死、而、別、道、を、知、知、中、一、層、潜、款、息
教、育、を、去、り、南、上、之、海、區、に、以、て、南、上、之、海、區、に、以、て、
揺、化、穩、便、に、行、届、り、去、り、以、て、南、上、之、海、區、に、以、て、

以、て、南、上、之、海、區、に、以、て、南、上、之、海、區、に、以、て、南、上、之、海、
と、下、夜、多、難、に、死、す、南、上、之、海、區、に、以、て、南、上、之、海、
亦、に、逃、遁、に、付、以、て、南、上、之、海、區、に、以、て、南、上、之、海、
勿、弟、一、身、同、人、を、莫、く、殺、去、り、南、上、之、海、區、に、以、て、
乞、情、來、付、り、以、て、南、上、之、海、區、に、以、て、南、上、之、海、
く、難、内、に、歸、去、り、以、て、南、上、之、海、區、に、以、て、南、上、之、海、

内務部 内務省

先達云天津港公使館前、一重形似、同不、持新所、
少、折港、口、米、信、物、林、心、操、計、と、鉄、鏈、を、暗、く、及、
り、送、り、去、り、給、爲、礼、文、道、を、了、り、去、り、叶、山、米、信、臣、等、美、
く、助、助、と、呼、ぶ、好、具、一、斗、以、心、右、一、連、環、を、以、除、す、以、及、人、
才、年、未、一、執、念、を、連、其、際、一、去、一、去、一、去、一、去、一、去、一、去、一、去、
軍、兵、を、以、竟、固、以、固、与、年、去、を、奪、以、去、定、北京、押、去、
官、老、老、一、多、秋、一、去、去、去、去、去、去、去、去、去、去、去、去、
外、身、一、血、以、一、去、去、去、去、去、去、去、去、去、去、去、去、
去、去、一、始、終、去、去、去、去、去、去、去、去、去、去、去、去、
齡、三、十、歳、去、去、去、去、去、去、去、去、去、去、去、去、去、去、去、去、

Faint bleed-through text from the reverse side of the page, including the characters '天津港' (Tianjin Port) and '公使館' (Consulate).

風雲集

一上海之劫英佛各以防禦之德有一七毛督之如法
改作双牙時之在物圖爭之及勢以其中可垂美不
至眼を以和を乞ひて之を静りてし此水洋區に
由るに存す

一英王と和議を乞佛と東西之國争を平めし由
一英人分海稅根を七角八目分其費用三分通七毛
督に分五方分使者り以中不欠一田第引之改稅圖一
稅根を番賣すも其用可改稅也其稅區是處有由
一商賣物も其用可改稅也其稅區是處有由
此其石炭より捌市中に賣るる倉物稅也其外賣

浙江南有大小内地也形勢九七千里角五一山内陸地
多平内平里亦有山等傍山也此山也山也山也
一也海而本在江等按之也一也南内中内賊徒係
程古遠也遠上河也安場一場則一也一也一也
叶の港一島人形一島也叶有七也一也一也一也
礼一也一也一也一也一也一也一也一也一也一也
一也一也一也一也一也一也一也一也一也一也

二月四日

於上海外百六十二年三月六日我二月六日

一 当港及近隣、各港ニラヒテ外国ノ貿易ヨリ当時殊更ニ繁昌ニ
可為成悉去ル第一月二十二日ノ風聞ニ長髮ノ賊徒等当港ヲ
侵犯シ外国ノ商人及七五地ノ商人ノ差別ナリ其荷物奪ヒ
トリ不法ヲ相働キン故衆人ノ難儀少ナカラス迷ノ商賣モ不
景氣ナリ

一 当時外国ノ軍兵多勢当港ヲ防禦スル故ニ賊徒初度ノ一戦ニ敗走
シテ再奉ノ計策ヲ繞ラシ此度ニ猶又固心ヲ如ヘテ諸所ヨリ上海ヲ
向ケ進シテ侵伐セシ事ヲ謀ル等港及外国人ハ居留所ヨリ五里
十里或ハ二十里中処所々ニ堅固ナル陣營ヲ建設シ其仇
敵ナル賊徒モトニイヘル如ク塞柵ヲ構ヘ防禦ノ手當行届官
軍是ニ敵對スル事能ハス且其内ニモ外国ノ奸民アリテ賊徒ト
別合ヒ其軍法ヲ相助ケ候ニ付陣法隊伍等隨分ノ事アリ

一賊兵ノ形勢ヲミルニ甚以テ強大ナル唐國ノ官府ヨリ軍兵ヲ
配出シ亞國ノ副將ヲオトルト欲テ相頼ニ其軍兵ヲ教導シ
惣テ佛國ノ軍法ヲ照ラシテ訓練ヲ加ヘ込々武勇ナル一隊ノ軍
兵ト仕込シカレモ借ルベキ其人數多勢ナラサレバ假令ニ同
カヨ令セ城地ヲ守ルトイハレ唐國ノ官府ヨリテ賊兵ハヲ喰
ル事ハ難カルベシト海陸ノ軍事ニ割シ諸君映見込ナリ
一此駭然タル形勢カヲ見ニセテ英佛兩國ノ水師提督ヨリ
良善ナル計策ヲ交ヘタリ其意ハ若シ訓練セシムル唐國
ノ官軍ニ助カシテ賊徒ノ侵犯シテ居留地ニ近寄リシヲ
攻撃セシムル策ニシテ海ヨリ四五里下午ナル高橋ト名付
ル村落及ヒ黃浦ト白河ノ近傍ナル賊徒ノ寨柵ニ
向フテ彼レ此ス處ノ多勢ノ軍兵ヲ破ルベシ

一海軍補給佛國ノ不意賊兵ニ襲メテ其ノ勇猛ヲ奮ツテ其
寨柵ヲ攻ホ賊徒ノ防戦スルモノト大戦フテ多勢ヲ殺戮
ニ百六拾二人ヲ生擒シリ其中ハラツレモ官軍ノ逃兵多分
ニシテ元ヨリノ賊兵ハ僅十七人ニテ其餘ハ惣テ百姓ト逼迫
セシレテ賊徒ノ降参セシ者ナリ依之官軍ノ逃兵城下ノ
刑場ニラヒテ首ヲ刎其百姓等ハ長髮ヲ剃テ食料
衣服ヲ奪ヘテ釋セリ
一去ル三月第一日二月朔ニラヒテ賊徒等第二度ノ戦多アリ此ニ戰
ヨヒテモ英佛兩國ノ軍兵ノ一隊其魁蹟ヲナセリ此場所ハ上
海ヨリ二十里隔リテ黃浦河ノ上チテリ村ノ名ヲ涼堂トイヒ其
處ニ凡六十人ノ賊兵寨柵ヲ構ヘ池源ヲ通シ逆茂木ヲ設ケ
テ十分堅固ナル防禦ヲナシテ其外國ノ行民アリテ
其指揮ヲナセルト見、武容等隨分、事アリ此ニ向ヒシ

軍兵内六百五十人者美佛ノ兩國ニ屬シ七百人の唐國
練兵シテ朝ハワ時ヨリ攻撃ヲ始メ半時程ハ砲銃ヲ射ス
シテ其寨柵ヲ棄越スリ後ニ村中ノ往來ニ銘々賊兵ノ
再三渡リ入ル其英國ノ海軍ニモインベリ船ノ船特ホ
トスリノトスルトルト欲指揮役シナリ人リツヤルトン
根督ナルトセームホナフ欲ノ諸君ハ王ノ女砲組ノ軍兵
引率シテ
船將フランドンヨリ欲共ニ多器賊兵ヲ志取り其時ヲ
唐國ノ練兵及副將ウオールト欲ニシテモホナカサル
人数ヲ誅戮セリ此一戦ニシテ七百八十人迄ノ賊徒ヲ討
取リ其生擒其餘ノ兵者隊伍ヲミカシ
寨柵者大ツカレテ燒拂ヒ此方ノ怪我人ハ佛兵壹人
討死シテ拾出人キヲ員ヒ英國ノ海軍兵人キヲ員ヒ
并ニ唐國ノ大將壹人重キ員ヒ武拾出人討死四十人
キヲ員ヒ

此一戦ハ英兵ノ大敵ナレハ英兵ノ外國ノ武將ハ壹人
討死シテ南軍ノ大砲ニテ攻歩ニ事ヲヒ知ルベシ唯望ム
ヲク諸君一同心ヲ合セ士心ヲ齊ヒテ唐國ノ官府ニ
カテ添テ賊兵ニ臨ルルハ蘇州府守波府杭州府ノ諸
省ヲ回ニ仍テ速ニ攻落ス事肝要ナリ勿論此大捷ノ
都會ニ棄シテハ上海近傍ノ賊徒ヲ討取リクルニ於テ
ハ誰カ諸君ニカテ合セテ其指揮ニ從ハサル者アリ
ヤ

北京

一北京ヨリ第一月四日附ノ告知ヲ諸取リシニ同所者
諸事至テ平安ニシテ當時官府ニシテモ重キ賊徒征伐ノ
儀論アリテ國政ヲ代理スル軍相ノ主意ニテ賊徒侵犯ス
ル諸省向ケ滿州ノ精兵ヲ差下セシメ
一江蘇安徽鎮江三省ノ人民賊徒ノ爲ニ逃散シテ大禍

右 公邊の同心某自ラ北地ヲ往歴シ魯の新欽尼前來
新港の概畧を尋テ 公假命考テ歿の事たりはく之兼
美能ちりり支紀布を撤テの志たりし魯を黒竜江小尼
荷末の新港を定テ滿洲地を該外テ金銀石炭等を採
出シ右新港の事ヲ詳述スルニ 命を命シ 命を命シ 命を命シ
為 命を命シ 命を命シ 命を命シ 命を命シ 命を命シ 命を命シ

横濱

千八百六十二年五月十日

斧次郎君

汝今日余ニ御殿山及其地ニ建ル異人館ノ事ヲ話セリ余
力細向ニ云ル一及何ノ故ヲ以テ其事ヲ云シ譯ヲ爰述シ
トス

横濱ニ在レル日本人行クノ事ヲ言フ所聞タル中ニ波多怒
リテは為山ノ遊場ヲ奪フテ異人館ニ與ヘタリト云ヘリ
余謂ラウ人民ノ望ヲ傷テ亦ル振テ撤フ一ハ日本政府ノ為
モ横濱ノ異人館ノ為ニモ利益アル一ナルニ○日本ノ内加
任外ノ常陸守ノ地ノ人民怒リテ礼ヲ為ス一余側ニ聞
法政ハ 家光公ノ時人民ノ遊ホノ為ノ地ト定メタリ今何

故ヲ以テ人民ノ均シク受ケタル地ヲ奪テ吳越人ニ賜ヒル手
大名ヲ外王公使ノ一人ノ所存ヲ怒リ居ルヲ以テ大ニ吳越中ノ
心配ヲ生ゼシイ余此ヲ知ル今ハ人民ノ外國公使ヲ惡ム大者ト
異ナラズ

若シ吳越中ヨリ美國政府ニ對シテ日本ノ使者ノ為ニハイ
デバルク^{倫敦府ニアル華界}ヲ借シ與フベシ佛國政府ニ對シテ
ハトイルレリース^{巴黎府ニアル華界}ヲ借シ与フベシト云バ二國

果シテ歟レヨ許サンヤ否ヤ彼必歟ヲ許サルベシ
英佛二國ノハイデバルク及トイルレリースハ猶日本ノ佛
殿山アルカ如シ

故ニ余謂フニ日本ノ政府今猶外王公使ニ對シテ殿山ハ

借シ与フ可カラズト云ヒ先方ヨリ其レニ付テ言出セルトハ取
用ニホルベシ日本政府ニテ歟ノ如ク取行フトモ長國ニテ如何
トモ爲ス可キ様ナルベキヲ知レリ此ノ如クナレバ日本政府ノ威^權
勢^威本アルベシ其故ハ國內ニ外國人ヲ置ケバ日本ノ威勢次第
ニ弱クナレバナリ(外國人ハ日本ノ政律ヲ用ヒザレバナリ)此ノ如
クニ異人ヲ居ラシメタルヲ以テ支那此レガ為ニ弱クナレリ
異國人ハ自國ノ法ヲ行ヒ自國ノ^{コシニル}下ニ任メルヲ以テ罪人
レトモ日本政府ニテ自由ニシテ罪スル^ハ能ハズ余謂ラク異
國商人ヲ江戸ニ居ラシメ公使ヲモ商人ト共ニ中川尻ノ如キ地ニ
居ラシムルヲ好シトスベシ今ハ公使江戸ニ住シ其行フ^ハ何事
タルヲ知ル者ナシ

余、就裡一公使ヲ思フトモ御老中ノ考ハ此レニ異ナリ公使
ハ商人ト離レ居ルヲ好ムガ故ニ其事行ヒ難シ

御老中ノ弱ニハ條約中ニ異國人自國ノ政律ニ由テ行フベ
シト云ヘル一條ニアリ一旦結ビタル條約ハ二三年ノ間ハ変革スル
ヲ能ハズ日本ニテハ日本人英吉利佛朗西亞墨利加魯西
亞ニ居ル時此ノ如ク為サント言張ル外言フベキナシ

英吉利佛朗西魯西亞ニテ此事ヲ日本ニ許サバ他國ニモ亦許
ルスベキ道理ナルガ故ニ必ス許サザルベシ

日本ニテ條約ヲ結ブニ帝家左ノ事ヲ知ラザル可ラズ
家康公昔時ニ在テハ英明ニテ其法ニ由テ國家太平ト成レ
リ然レドモ今ハ時勢ガ昔時ニ異ニシテ政府ニ運トヲ取り船ヲ

造リ大砲ヲ鑄人ヲ教鍊シテ他國ト優劣ヲ競ハザルヲ得ズ
英國政府ノ費用ハ毎年二万ドルナルナリ其數ハ日本ノ費
用ト相違セリ然レドモ日本ハ英ヨリ富饒ノ國ナリ日本ニテモ
英ノ如ク棉布ヲ織ル為ニ蒸氣機具ヲ用ヒバ其織出ス所東
方諸國ニ充滿スベシ

余ガ汝ニ書ラ贈ルハ余ガ日本ヲ喜フ一端ノミナラザレバナリ
余ガ言フ所ハ汝解スヲ能ハザルベシ

汝ノ多福ニシテ且其官位昇進スルヲ聞クヲ望ム

汝ノ親信ノ友

ニール・デキソン

又別紙ニ
ウヰルムテノシヨシマアリ
今ヲ洋書ヲ汝ガ所

今日とせしめられははたし方なり易き事なりと云

（Faint bleed-through text from the reverse side of the page, including characters like 日, 中, 出, 入, 手, 足, 相, 論, 三, テ, 下, 先, 大, 君, 二, 科, 礼, ノ, 品, ニ, 行, 子, ヲ, 馳, レ, テ, 相, 伏, シ, 先, ハ, 大, 君, ニ, 少, シ, 所, 頭, ヲ, サ, ケ, テ, 出, 答, 礼, ア, リ, 三, 尚, 大, 君, ニ, 行, 故, 是, 子, ハ, ナ, キ, ヤ, 米, 國, 公, 使, ヲ, 遣, 往, 輕, 茂, 成, サ, レ, テ, ノ, 事, ニ, モ, ア, ル, ハ, ク, 此, 義, ハ, 國, 旅, ヲ, 辱, ス, ル, 事, 扱, 付, 傳, ニ, 事, 重, 重, 強, シ, ナ, ト, 甚, シ, ヲ, 扱, 中, 出, 先, 所, 老, 中, 方, 予, 種, 々, 相, 論, ア, リ, ケ, レ, ト, モ, 承, 伏, セ, ス, 手, 強, 々, 中, 出, 先, 所, 相, 礼, 仕, 直, シ, ト, 云

横濱状話

（Faint bleed-through text from the reverse side of the page, including characters like 手, 禮, 人, 式, 其, 名, 其, 夕, 何, 二, 事, 支, ナ, ク, 相, 論, 三, テ, 下, 城, 三, タ, リ, 三, 即, 日, 中, 老, 中, オ, 一, 書, 齋, 事, 出, タ, シ, 分, リ, 又, 秀, ハ, 先, 大, 君, 二, 科, 礼, ノ, 品, ニ, 行, 子, ヲ, 馳, レ, テ, 相, 伏, シ, 先, ハ, 大, 君, ニ, 少, シ, 所, 頭, ヲ, サ, ケ, テ, 出, 答, 礼, ア, リ, 三, 尚, 大, 君, ニ, 行, 故, 是, 子, ハ, ナ, キ, ヤ, 米, 國, 公, 使, ヲ, 遣, 往, 輕, 茂, 成, サ, レ, テ, ノ, 事, ニ, モ, ア, ル, ハ, ク, 此, 義, ハ, 國, 旅, ヲ, 辱, ス, ル, 事, 扱, 付, 傳, ニ, 事, 重, 重, 強, シ, ナ, ト, 甚, シ, ヲ, 扱, 中, 出, 先, 所, 老, 中, 方, 予, 種, 々, 相, 論, ア, リ, ケ, レ, ト, モ, 承, 伏, セ, ス, 手, 強, 々, 中, 出, 先, 所, 相, 礼, 仕, 直, シ, ト, 云

手禮人式 其名 其夕何 二事支ナク相論三テ下
城三タリ三即日中老中オ一書齋事出タシ分リ又秀ハ
先大君二科礼ノ品ニ行子ヲ馳レテ相伏シ先ハ大君
ニ少シシ所頭ヲサケテ出答礼アリ三尚大君ニ行故
是子ハナキヤ米國公使ヲ遣往輕茂成サレテノ事ニモ
アルハク此義ハ國旅ヲ辱スル事扱付傳ニ事重重強シ
ナト甚シク扱中出先所老中方予種々相論アリ
ケレトモ承伏セス手強々中出先所相礼仕直シト云

其日とせしめればははたし方なりと申す事なり

[Faint bleed-through text from the reverse side of the page]

當大樹公ハ神代トナリテ垂墨加公使^テ州区ヨリ相礼
ノ義ヲ出先ニ所免許アリテ日限ヲ定メ登壇ニ
科禮ノ式モ先例ノ如ク何ニ申支ナク相臨ニテ下
城ニタリニ三日中オハ書者齋^ル事出々ニタリ又是ハ
先大君ニ科礼ノ儀ニ行子ヲ馳^レテ相伏シ先大君
ニモ少シ^シ所頭ヲサケテ申答礼アリニ南大君ニハ故
是^ル子ハナキニヤ米岡公使^ラテ輕茂成サレテ^ル事ニモ
アルク此義ハ國旅^ラ所^{スル}事^ハ故^ク傳^ハニ^テ是^レ也^ト云^フ
ナト甚^クテ^モ出^ル先^ニ所^{ヨリ}老^中方^ヲ種^々能^ク論^アリ
ケレトモ承伏セス手強ク出^ル先^ニ所^{ヨリ}相^レ礼^仕直^シト云

るニナリテ再ヒ登降科 禮シタルニ此節ハ大君ニモ亦
答礼アリシカハ無事ニ満ミタリ

或時横領ニ於テ通辭六七人連ニテ運上所ヨリ引キ
截ケ佛菊西公使館ノ前ヲ通りタルニ公使アルルト
云モノ門前ニ出テ、何カ見物シテアリシヲ一礼モナク通
ラントセシニ公使忽チ怒リ番兵ニ令シテ鑼ヲ鳴ラサシ
ム此等ニ怒シテ數十ノ兵卒出て来タリ白刃成ハ銃
砲ヲ以テ爲交通辭ヲ取圍ミタリ通辭共ハ大ニ驚駭
シトカニサレハ事カトチヲ束子テ彼レカ爲ス終ニナリテ

難タリシニ云開前ヘ引行^ハ肩^ハ地^ハ此ニ生セシメ又
頭^ハモ地^ハニ付ヨト云其通リニ爲サレハ知ラズテ折シトスル也

直方路ヲ地ニ付テ居タリ其時公使ハ奥ヘ逃入り倚子
ヲ打来タリ云関ノ爲キ前ニ吐ニ大考ニテ何事カヤ
汝ノ掃子ト見ヘ其る路ヲ上ントスハ側ニ兵卒頭ヲ
押付ルナリ言終テ又兵卒ニ令シ門外ヘ送り出サシメ
タリ彼レ佛語ニテ罵リタルハ解スラ得スト雖トモ言
ニストル言フ語ヲな^ニ言フタレハ察スニ我佛^ハ玉ノ威
權アル公使タルニ汝等何故一礼モセサルヤト云ヘルルヘ
ニ其時ノ有様ハ罪人曰概ナリシト云ヘリ
るるる年九月中横原ニて是等ノ人我車カラチ

タル事アリテ起リハ車カ三四又ニテ車ヲ引テ行ク
ルニ矣舩ノ水夫是モ三四又連ニテ乳殿市中ヲ罷安ス
ルニ行進タリ車カハ彼等ノ群ヲ見テ車ヲ片
断セ道ヲ譲リテ通ラシメントセシニ何故ニヤ彼水夫ノ
又杖ヲ揚テ車カノ頭ヲチ傷リタリ是ヲ見テ外
水夫共ハ不致逃去リケレハ車カ共集リテ件ノ群狂
人ヲ取押ヘ先ニ此所町會前ノ前ナレテ詰合役人早
速出合イ竹舩水夫ニヤト尋ケレトモ元ヨリ大群ニテ
言罷モ通セ大唯道去シトスル容子ナリ折カラ英思
ナリトヨシニ此ニ向イ此モハ何ヨハ人舩舩ノ水夫トモ
命ヲ途中ニテ亂好ナシ先故取押ヘニ重タリヨシニ是
ニ定メテ見知りニモアヤクヤト尋ケレハヨシニ園中ヲ振
向舩水夫ト追委ク知レテモトモ佛人ニ相遠ナシ
ト事故役人一日評議一ニ名サレ分明ナレバ後日
取計方ハアルヘクテ先名ヨ去シタリ車カ共一日
役人ニ向イ此者事頭ヲ強クチ破レシハ生死ノ程モ
難クナリ^レ假令死ニ至ルモテ六ナクテ日々ノ縁ニテ漸ク
妻子ノ口過^キヲイタシ居ル者故永クチ卧シテ家業モ
ナラサル事ニテハ業養ノ手前ニ^レおま^レ今日モ過^ルカタク

並カルヘクケ極ノ小事ニ公使官へ出成サレテハ用白
モ多キ中甚迷惑トシ以後決シテ是等ノ段ニ
付テハ申入下サレる段トテ己レカ部屋へ入りテラ
開テ出未ラ子ハ役人モ無存方引降リタリ是後
ニ捨並ヘキヲナラ子ハ後モ談判アリトハ聞ツレトモ
過料ノ^少減ハ極ニ失決ヲ裁令ノ通りニテ^甚カ
者モナカリシトナリ

洋銀ハ市中相場ニテ通用スヘシ老各國公使鑛異
軍艦ノ主人ハ政府ヨリ日種日量ノ割合ヲ以テ軍

艦ハ^松將^行程士官^何程ト身分ニ應ジテ七日毎ニ
引替ヘ又公使館主人ヘモ同様一月毎ニ引替^王官トノ

事以前亞黒土公使ハルリ日日本ニ在リシ時由取極ノニ

ナリタリ是ハ全ク士官ノ事ニテ^西人トモ遠イ弗^トニテ

ハ解ニ石自由ナルヘシトテノ事ナリ洋銀ハ通用ヨカ

ラ又計リニテハナク日本人ヨリ物ヲ買フニ分銀^三ノハ

三分ニ賣ル品ヲ洋銀ナレハ一兩カ一兩三分位ノ割合ニ

テ賣返ス故吳國商人モ一分銀ヲ得シト欲スレトモ我

政府ヨリハ引替下サレテ事故公使館又ハ軍艦主人ニ

取^テ市中相場二分ニ朱位ノ洋銀ヲ二分一朱位ニ直

安^ニテ一分銀ト引替ヘ是ヲ以テ物品ヲ求ルニ引替及

ル損ヲ引テ猶利分アルハ大ニ悦ヒ又士官ハ引替進シタル
計ニテ大利ヲ得其洋銀ヲ又政府へ出シ引替ル故
彼等カ為ニ莫大ノ益アリ其利分ハ全ク我政府ヨ
リ子へ送ハサル道理ニ當リ年々ニテハイカ程ノ損
ニヤ計ルハカラス然レニ近來市中ニテ洋銀通用モ自
在ニナリ名ハ最早商人ヨリハ引替ヲおモ又故へ士官共
ノ利分ハ少クナリ名トモ市中ニテ二分ニ朱位ノ通用
銀ヲ政府ニテハ三令何カニ成引替下サル事ニテ
大利ヲ得ル故今ニテハ通用ノ善悪ヲ争ヒニ唯利益
ニテハカハリ人モ士官ノ負取ヲ争ヒテ少シモ多ク引替
ニトスルナリ余曾テ橫濱ニアリシ時英海軍艦上海
一出帆スルニ付有日迄七日分ノ引替ヲ申出テ此時江
戸ヨリノ一分銀廻リ方手支へ引替ル事ナラサリニ
カハ彼レヨリ説書ヲ申出シ明日出帆ノ處免進
モ其以前引替ハ出未シクレハハ説書ト符合ノ
書及洋銀ヲ別船ノ士官ニ托シテ立久シ若以書ヲ
持来セ出帆ノ後ニテモ無相違引替玉ナルヘシトテ
一書ヲ遺シテ其次ノ日出船ニテ其後四五日ヲ隔
テ英國軍艦ノ士官右書ト稱トテ持来レリ役
人請取テ書ヲ引合セ見ルニ相違モナクハ引替進シ

又元来洋銀ヲ引替王カルハ日本ニテ使指ル火ノ銀
ヲ取替トサル、七八國地ヲ離レテ上海へ行船ニ引替
下サル、理ハナキ事ナリ其後關ニカノ政府ヨリ
引替玉カリタル一分銀ヲ丹ヒ岸銀ト引替上海ニ送
リタルヨシナリ

予横濱ニ有リシ時英國軍艦アリクテラニノ船將ト
知り合ニナリテ雜談中英吉利ノ國産ハ何品ナルヤト
尋子タルニ我玉ノ名産鉄ト戦ナリ國元ニテノ戰ニ
モ戦金ナリ戦ハ銀ナリト云ヘラアリ其戰書等ニ

茲ニアリトテ取出シテ見セシニ其書ハニ五大洲中
誰トカ英國ヲ侮ルモノアラシ有レ即行テ擲トセン
ト云ヘル歎モ見ヘタリ

同人ノ話ニ支那上海ニ在リシ時年来懇意ナル魯
國士度ニ逢ケルニ久ニニテノ商會四方山ノ談話中
米佛等ノ諸國ニテハ近年日本ノ互市盛リナル様子
ナレハ定メテ國益トモナルヘシ我國ニテハ軍艦ハなニ送
リ先トモ高船ヲ送シタル事ナケレハ利益トモナク
却テ軍艦ノ入費等ニテ多分ノ損失アリ故ニ近來政
府テ評議アリテ迎モ國益ニモナラ又程ナレハ十分損失
アル方堪宜ト決定シタルハ向後愈日本近海へ軍艦ヲ

衛へ無用ノ費ヲ増ヘシト諾リシ事アレハ日本ニテモ十分
ノ兵衛ナクテハ叶ハズト云々ニ諾リシトアリ

先年瑞西國ヨリ使節ヲ送リテ和親通商ヲ乞フタ
レ脚免許ナカリケレハ奉行ヘ対話ノ部瑞西國ハ山
國ニテ軍艦ナキ故和親取結ナラサルハ在ノイナレハ
頃テ帰帆ノ上救艘ノ軍艦ヲ衛ヘテ舟ニ返来ス
ニ其節ニ必由承允アルニシトテ歸函シタリ

定約ノ三條

茲ニ五地ノ輸入輸出ノ取立ハ別冊ノ通り日本役所
運上を納む

別冊とハ後別してある云々

日本ノ運上所ニテ有至ヤニ其ノ價好ありと
本島時ハ運上所よりおあり價を日ノ有
き買上る事を談す一ハ有主も一是も
存心時ハ運上所より付くる價も長て運上を
納む一承允する時ハ其價を心買上
左定約内ニモ凡如ク輸出輸入トモニ品高直段等
委細認メ先書ヲ運上所ヘ向テ出シ免許ヲ乞フ
事ニテ若書面ノ價好ハ其價ヲ下直ニ為テ荷物買
上ニナル事ナルニ横濱ニテ和蘭商會ニシテハ不當
ノ價ヲ認メ申出ス故役人ヨリ申談スレハ業者ノ

誤ナリトテ速ニ償ヲ返ス事^カ 及コナリシニテ亦常
トナリテ運上所ニテモコトシグヨリ差出シ書ハ故
障ナク^ク 濟ム事ノ様ニナリタリ是ハ余リ日本政
府ヲ輕シシタル仕方ナシ^ハ 後おヨシシテテリトモ亦裁
合アリ^ト 交^フ 一也

外國裁リ參政方横濱へ出出張アリテ佛^ノ 憲西公
使^ハ 佛對話アリシニ彼カ勢ニ怖レテ身祚フル^ハ 言語
モ出テサリシカハ次^ニ 席ノ外國奉行參政ニ代リ談判
ニ及^リ 其時ノ有様ハ見苦シカリシトナリ併^モ 是ハ

費人ト云^ル 殊ニ初^ニ 外^國 憲^兵 思^ハ シタルナレハ少^シ 憲^兵 スヘケシトモ
夕^ニ 國奉行^ノ 憲^兵 比^テ 伊^國 守^守 ナトハ小^小 路^路 ヲ^ヨ 取^取 立^立 三^三 七^七 成

先^任 人^ノ 故^格 別^ナ ナラント思^ヒ タルニ先^任 外^國 人^ノ 對^話
ノ節^ニ 彼^レ ヲ^ヨ 申^立 後^ニ 只^今 申^判 及

ヒ先^任 事件^ハ ニモ先^任 申^判 及^テ 通^達 下^サ ルヘシト申^タ ル
憲^兵 ノ^シ 忘^レ タル様子ニテ其^レ 事件^ハ 何^レ 事^ニ テアリシヤ

今^一 年^ノ 度^ノ 一^ノ 故^ノ 通^年 者^モ 余^リ 事^ナ ル^ハ 彼^レ
問^ニ 答^テ アリタルニ傍^ニ 業^者 記者^ヨ 委^細 認^認 ノ^ル 事^ニ 申^中

申^タ ル^ハ 先^任 耻^辱 ヲ^モ 取^ラ サリシナリ^カ 不^才 役^人 今^所
用^ニ 故^ノ 外^國 人^ノ 為^ニ 侮^ル カト思^ハ 亦^ハ 當時^ノ 要^害 生^利

加^ハ 公^使 ナ^ト 至^テ 愚^人 ニ^テ 外^國 人^ノ 共^金 三^三 十^十 下^下 稱^シ テ

金銀事ヲ外ハ何モ知ラヌナト誹謗スル位ノ不才
ノ男ナシ^モ諸國公使中ニアリテホク國命ヲ辱シ
ナシト云事モ闕子ハ賢不肖ニカカハラス皆國カノ強
弱ニ依ルルヘシ

六云
比云
揚云
所ノ端
ナリ定
ナリ上
ナリ上
ナリ上

先年日本ヨリ各國へ出せシテリ先使節魯西亞ニ至リ
ニ時魯國事務執政事蝦夷地境取ノ談判アリシニ彼ヨリ
蝦夷元來日本ノ領地ニ非ス又魯西ノ領分ニモ非ス全ク
滿州ヨリ流レヨリ先砂地ノ年経テ島ト成タルトハ公論
ヲ以テ言ハレ則滿州ノ屬島ナリ然ルニ先頃我國支那ト
別定約ヲ結ヒシヨリ以來滿州ハ魯國ノ地トナリタレリ即蝦
夷モ我國ノ領分ナリト云ケレハ我使節ヨリ答ニ彼地ハ萬國
地圖ニモ廿一度内ハ日本ト同シ著色ニテ廿一度外ハ魯國ト
同シ著色^ル明白^{ナル}五十五度内ハ日本ノ領地ナルト確然ナリ
トアリシニ又彼ヨリ繪圖ノ粉色ヲ以テ説ト云ハレ非ナリ彼令ハ
誤テハ戸府ノ真中ニ魯國^魯ト南^南シ粉色アラハ其地ヲ魯國
ト按アルキヤ是ハ決シテ由按ニ相成コシサレハ總ニ紙一枚ナル
繪圖ヲ以テ説トシ境界ヲ定ムル理ハアルマシト云ケレハ我使
節^節ヨリモ理ヲ尽シテ種々^{義論アリシニ}彼サレニ兼依セス其後
對話ノ節ニ彼ノ執政ヨリ此度知現ノ意ヲ表スル為ニ越
アリタルト云ハレ使節ニ免シテ四十八度ニテ境界ヲ定ムヘシト言

ケレト七使節ヨリ五十度ヨリ内ハ二度タリトモ引カサルヨシ
若ケレハ終ニ談判不調シテ兩國ノ官人蝦夷地へ出張シテ地
巡見上各國ノ公論ニ依テ定ムヘシト言フニナリ先ナリ

其對証書ヲ見シニモアラ子ト使節ト同行シ

先人ヨリ傳聞シタルハ茲ニ書ニ述ナリ

或日英國館ヨリ書ヲ運上所へ送り取締役人及ヒ
通解一人即刻出張ノ式ナ出タルヨリ右ノ役人公使
館へ行タル書記官出會言ハルハ昨夜當館ニ客
來アリテ混雜ノ柄七二本小刀三本刃先セリ必ク右
飽日本小使盜ミタルト思ハルハ今味シ玉ハルヘシト事
ニ付則小使ヲ呼出シ礼シタルニ小使一同ノ言ニ各一月三四

死シテ金ヲ取リタル故盜ミナト致者ハ一人モナク其高
當館ニアル人ノ僕ニテシヨシト云者盜ミタルニ相違ナク
既ニ小使ノ内ニテ見知りタルモノモアルヨシナレハ其段英人ニ
通シタルニ即シヨシヲ呼出シ彼ノ方ニテ糾明シタルトモ元
ヨリ盜ミタルモノ我奪ヘリト云ヘキ筈モナク明白ニ被モ云
先様子其亦兼人ヨリ役人ニ書シ我方ノ僕ハ彼ニテ盜
又何レモ日本小使ノ取先ニ相違ナケル能ク僉議ニテ給ハル
今ト事故日本小使ノ盜ミタルニアラハ再ニ役人ヨリ論シケ
トモ何分不伏様子ナリ役人モ余リ手強ク言争ヘハ取扱

役人不行届ナト云書翰ヲ御老中オヘテ出サレ假令我
方ニ理アリトモ夫カ為ニ風聞モ悪クナリ自然出世ノ妨ニ
モナリタル事ハ是迄モ度アリシトハ十分ニ云事モナラス
明白ニ盗ミ先トニモアラヌ小使ヲ謝シテ仲間一円ヨリ品犬ノ
物ヲ年ヘサセテ先事病トナリケル堂ニ先日本政府ノ役人
ラセ小カノ孫失事ニ付テモテ役スルト云ハ彼等ハ如何ナル
威權アルニヤ

日本商人ト外國商人トノ間ニ爭論起リシ時ハ突合セ吟
味ニ言事アリ奉行トヨシシ元ト立合テ双方ヲ糾明ス
ル事ナリ其時奉行トヨシシ元ハ一列ニ商子ニ怒リ其次ニ
其次ニ外國商人是モ同シク僑子ニ怒リ日本商人並間
ニ吟味テ吟味ヲ後ク其有様奉切シシ元及相手オカ
外國商人ニテ日本人ヲ糾スカ如シカル表立タル場所取ニ
テモ同シ商人ニテ有ナカラ日本人ハ主ナトニ吟味吟味ヲ
受ル故平生彼等日本商人ヲ賤シメテ同席モセヌト云據
凡事トナリケリ又吟味ニ出ルニモ日本人ニテハ其なニ何程
ト入用掛リテ引合又故多クハ平穩ヲ好ミテ少々彼ヨリ
無理ヲ言掛テモ大躰ハ内分ニ満ス故彼其事徒ヲ能
知リテ稍モスル奉行ヘ出タストテ日本ヲ怯カシ己方
非ラ通ラス事多シ

横濱ニテ定行ニ從イ密賣買ヲ禁スル事向心下番等毎
夜庭内ノ舟船ヘ行テ荷物元ヘ封テ付ケ一船一死
下番ヲ當メテ強執守ラシム若封ヲ破リ荷物ヲ出入ル者
アル過料ヲ取立ナリ異船ノ船頭トモテ下番ヲ殿イ
憎ム事甚敷凡兩ノ扱ナトモ甲板上ニ立テ決シテ部屋
ヘハレテ或火ヲ發カケヤト甚難哉ノ役ナルニ或日一入
下番某船ヘ行テ例ノ通り甲板上ニ在リ先ニ此船ノ長
惡意アルモノニテ最下番ヲ憎ミ此所ニテ年當ヲ用テ差
支ニテ彼所ニ居テ邪魔ニナルナト種々意地悪ク言ケ

レトモ言テ飛モ十分通セサル故彼カ言テ火ニシテアリシニ終ニ
甚敷ナリテ履ニテ二度マテ蹴タレ下番最最早堪忍

ナリテ刀ヲ拔テ斬ラントセシニ早クモ船長ハ己カ部屋ヘ逃入
テリ續テ飛入テ戸ヲ閉シトセシニ内ヨリ鎖シタレ開クカラス
如何トモ仕方ナク戸前ニ踏テ船長ノ出ルヲ待タリ夫共ハ
是醉ニ驚キ早船ニ運上所ヘ行キ亂暴ノ下番ヲ捕
（玉ルヘシトヤ立ケレ）夜中ト云役人モ大ニ驚キ早速取
締ノ役人ヲ船ヘ遣シ先ツ下番ヲ取鎮メタリ翌日運上
役人列座ニテ吟味ノ上下番ヘ申扱扱外國兵礼ヲ働キ各
ハ運上所ヘ申立テ如何様ノ取計方モアルキテ年来下番
ヲモ勤ナカラ短意ノ事業ニ及ヒ奉行元マテ忠心配ヲ拭

タル改不束ノ至ニ付急ニ水答ノモアルヘキヲ別格ノ旨憐

愍ヲ以テ水味下ナルトテ即日引拂ニセタリ

横濱ニ於テ英吉利ノ水夫二人上陸シテ本町道通り最モ

賑ハ賑場所ノ町水ヲ閉シ往來人ヲ打擲シテ通行

ノ妨ヲナセトモ本本番人モ是ヲ製制スラ得スシテ運上所へ届出

リ役人共通辭等早速行テ見シ水夫共ハ亂解ニ

テ如何トモ取扱イ兼先故英國ヨシシ元館へ行テ談セシ

トスレトモ兼ヨシシ元ヨリ夜中ハ引合不致ト断アレハ

行差行差トテ取合マシ夫ヲ強テ言又例ノ西角ヲ申出

合マシテ行差トテ取合マシ夫ヲ強テ言又例ノ西角ヲ申出

テ水夫ト對話スルニ尊後ヲ用イ漸ク協シテ運上所へ連

行キ茶ナト喫喫セシテ本船へ歸ラシメタリ彼ヨシシ元ハ昼夜

トナリ瑣細ノ事アル運上所へ来リテ強カスニ我方ニテハ如

此非常ノ事件起リテ夜中故引合フ事モナラヌ

ト言ハ勤息ノ至ト云ヒ

金貨貨幣并蠶卵ヲ外へ輸出スルハ例禁ナルニ好商

共法ヲ犯シテイクラモ賞後スアリ折折ハ發覺シテ運上

所へ取上ラレ罪ヲ得ルモアモシトモ多クハ密輸出シテ知レ

サルナリ

先年魯西亞人横原ニテ殺害ニ逢ル時償金由卷ニ
成ヘテ者閣老方ヨリ由談判アリ先ニ魯人大ニ怒リ金
ニ人命ノ買ルモナシ日本國中ノ人命ヲ悉ク買求
度トノ返答ニテ一向ニ兼引セザル故閣老方ヨリ種々由論
アリケル然レモ執政連名ノ誤説又ヲ得是ヲ以テ内帝ヘ
申致シ度ト云フタリ此儀ノ容易ナラザル事故由評儀モ
急ニ隔サリシニ若由兼引ナクハ即日ニモ戦争及フキ
勢トシ無余成由後シト云事ニテリテ彼ヨリ下書ヲ出シ
其通り認メ由後シニテリテ事平穩ニ由濟タレトモ魯
國政府ノ底意如何アラシト由心配アル事ナリ由魯
國士官趙ヲ以テ日本ノ水夫ヲ殺シタル事ナリシニ先ニ我
國ハ彼ヲ害シタル事モアリシ此度ハ至極穩ナル談判然ル
ヘシトテ大底ニテ由濟ニ成タリ閣老由連名ノ誤説又ヲ
外國ヘ由シ先ハ昔ト年ニテ内帝上レ彼レ日本人ヲ殺
シ先時如何ニモ由談判アリテ由取柄ニアルヘキヲ何ノ沙汰モ
ナカリシ成念ノ事ナリ

先達テ佛蘭西軍艦長州ヘ戦ニ行トテ并能助解由
測量日本繪圖科借ラ由出先由許容アリテ由借取ニテ
リケル是ヲ以テ長州ヘ行ナリ
當時横濱ニ居留ス佛蘭西ノ書記官アレキニト云者ハ

元和為商人ニテ以前長崎へ来り種々奸ヲ勸キタルニ
其時分未我政府ニモ威權アリシ故及我和蘭ヨシシ迄
此榷合アリテ舟と長崎地へ来事ハ禁ニナリ先ニ横
濱開港ニテト無程迄来シテ英國ヨシシ迄ノ通年官トナ
リテ威ヲ振イ日本商人ヨリ物ヲ買テハ代銀ヲ拂サレ事
度ニアリシ故商人共彼ヲ怖ル事鬼ノ如クナリシニ惡業
日々增長シテヨシシ迄ノ金ヲ奪出シテ使イ捨タルニ其事
頭ハレテヨシシ迄甚立腹ニ運上所役人ヲ怒ニテ管子ヲ放
逐シ先ニ此者通年ニモ習シ小オ覺アルモノ故又佛國
公使館ノ通年兼書記官トナリ長州戦ノ時ニモ彼
地ハ行キ日本人ヲ殺シテ陣羽織ヲト取来リタルモノニテ其
兇業ハ業話トシテ此者書記官トナレテ我奉行ト
重大ノ事件ヲモ取扱フ事ナリ彼ハ戦ニ出合イ盜
賊ヲモナシタル練磨ノ若者トシ我諸官吏ノ類ニアラ
サレ大奸曲ノ風来者ナリ

先年日本ノ使節歐州ニ各各ニ出テアリシ時通年役ニテ
取持テ兼テ同船ニテ先英國ノ官ニ送リテヨリスト云
者アリ此者東洋寺又ハ横濱ニテ度々引合先事モアリ
トモ在リ奸物トモ思ハサリシニ日本使節ト伴ウテ彼本國へ
行先時其奸狡驚クキ奴ナリト云先一彼國官吏共ヨ

ヨリ日本使節へ贈りたる品々を大方擧取シ又使節御禮
為彼政府より本シク費用モ余程掠りたる事故使節
最取扱各國ニ比シテ大ニ悪ヤリシトナリ此者使節同行
テ十分一生ノ收納ヲ為シタルヲシテ今度鎖港ノ使節
ヲ各國へ遣サルニ付俱行ストイヘルハ必書記官ナルヲ以テ
父起等ノ奸由ナレ何者ノ事ヲ仕出サセモ計リ難ク

此位モ歐羅巴へ行先者より傳へ聞ユ後ニ大意

ヲ記載セリ

在外ニモ外國ノ事ニ付テハ實ニ憤懣ニ堪ヘサル事多ク

ト是處迄彼人ノ罪ニモアラス金ク日本ノ兵力彼ト敵セザル処

リ興ルナレハ如何ニモ武備ヲ省ミテ士氣ヲ擴起シテ外夷ノ輕

侮ヲ防クニ然レハ三百年來優美ニ育先士風ナレハ如何計

リ及令アリトモ切急ニ武備充實ト云事ニハナルニケレハ戰

争ヲ以テ士氣ヲ振ハシルノ外手段アルコト也叔戰爭後

ノ情態ヲモ知子起サヌイ故余外人より原リ先トレ左ニ

其
記
ス

當時ナルニ臣國王ニ英傑ノ國へ入ラカケタリヤ國ノ政ヲ

失イタルヲ見其國ヲ兼有セント欲スレバ他國より取シトセ

ハ不タリヤ國人カヲ合セテ防久ニサレハ何ルジニヤハ國ヲ教

スヘカラサルヲ知ル故ニ久シク志ヲ遂サリシニ王ノ氣分

非危才知凡モノ故王是ニ謀畧ヲ授ケテ態ト固禁ヲ犯サシ
 マテ國ヲ放逐シタリ批政大臣モ其密謀ヲ知ルモナシトシテ
 然ルニカクシ止自國ヲ出テ、諸州ヲ流過スル一三年逾
 不タリヤニ人オナキヲ見拔テ、早多ヨリ止島へ渡リ、秀ク民ヲ
 護^勸劔ソテ兵ヲ起シ終ニ不タリヤ全國ヲ取テ本國へ歸リテ
 六國王大ニ悦ヒ一時名侯トセシ罪ヲ許シテ其功ヲ賞シ使
 テ各國へ發シテ以後カクシニ臣國王ヲ不タリヤ王ト稱セシテ
 布告シテ凡ニ英佛等諸國ハ同意ニタレトモ魯西亞ノ三家
 允^テ不^レリシトナリ異國ノ奸謀一際ニシテ又モナリ

イタリヤ地方畧略



此ノ地圖ハ...
 其ノ中ニ...
 今ノ地圖...

Handwritten text in vertical columns, including several red seal impressions. The text is written in a cursive style on aged paper.

Red seal impression with characters, likely a personal or official seal.

Red seal impression at the top of the page, partially overlapping the main text.

Small handwritten mark or characters on the left page, possibly a signature or initials.

